

議案第15号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（給料表）

第3条 給料表は、別表第1のとおりとし、第23条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

第4条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第6条第4項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める」を「職務の級が6級以上である」に改める。

第20条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難、責任の度等を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」を「職務の級が3級以上である職員」に改める。

別表第1中「行政職給料表」を「給料表」に改め、同表備考を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

職務の級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	主事の職務

	教諭の職務
2 級	主任主事の職務
	教諭の職務
3 級	主査の職務
	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う教諭の職務
4 級	係長、主任及び主任主査の職務
	主任教諭及び相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う教諭の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長及び主幹の職務
7 級	次長の職務
8 級	部長の職務

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 31 号中「行政職給料表」を「給料表」に改める。
(天理市立幼稚園等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の廃止)
- 3 天理市立幼稚園等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 55 年 3 月天理市条例第 1 号）は、廃止する。
(天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 12 月天理市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第30条中「行政職給料表」を「給料表」に改める。

別表第1中「定める行政職給料表」を「定める給料表」に、「行政職給料表」を「給与条例の給料表」に改める。

(天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

5 天理市職員等の旅費に関する条例(昭和37年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

行政職給料表 8 級及び 7 級の職員	を	給料表 8 級及び 7 級の 職員	に改め、同
行政職給料表 6 級の職 員 教育職給料表 3 級の職 員		給料表 6 級の職員	
行政職給料表 5 級及び 4 級の職員		給料表 5 級及び 4 級の 職員	
行政職給料表 3 級及び 2 級の職員 教育職給料表 2 級の職 員		給料表 3 級及び 2 級の 職員	
行政職給料表 1 級の職 員 教育職給料表 1 級の職 員		給料表 1 級の職員	
」		」	

表備考第1項中「行政職給料表」を「給料表」に改め、「教育職給料表」とは同条例別表第2に定める教育職給料表を」を削り、同表備考第2項中「行政職給料表」を「給料表」に改める。